

報告第1号

平成24年度亀岡市一般会計予算の
継続費精算報告について

平成24年度亀岡市一般会計予算の継続事業が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費の精算を次のとおり報告する。

平成25年9月9日提出

亀岡市長 栗山正隆